

平成29年第2回 広島市議会定例会提出案件

予算案	条例案	その他の議案	専決処分承認案	計	報告
1件	5件	6件	2件	14件	8件

1 予算案

- (1) 平成29年度広島市一般会計補正予算（第1号）

2 条例案

- (1) 広島市市税条例の一部改正について（財政局）

地方税法等の改正に伴うもの

（主な改正内容）

1 個人の市民税

平成29年度からの県費負担教職員制度に係る包括的な権限の移譲に伴い、県から市への財政措置を講ずるため、平成30年度分の個人市民税から所得割の税率等を以下のとおり改める。

改正項目	現行	改正
所得割の税率	市：6% (県：4%)	市：8% (県：2%)
分離課税に係る税率等の市県割合	6：4 (市：県)	8：2 (市：県)

施行期日 平成30年1月1日

2 固定資産税

- (1) 平成28年4月1日以後に生じた震災等により滅失・損壊した償却資産に代わるものとして取得等した一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準について、価格に2分の1を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。

- (2) 家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は利用定員5人以下の事業所内保育事業の用に供する家屋等に係る固定資産税の課税標準について、価格に2分の1を乗じて得た額とする。

- (3) 平成29年度及び平成30年度に企業主導型保育事業の運営費に係る国の補助を受けた事業の用に供する資産に係る固定資産税の課税標準について、価格に2分の1を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。

施行期日 公布の日

- (4) 都市緑地法に規定する緑地保全・緑化推進法人が設置・管理する市民緑地に係る固定資産税の課税標準について、価格に3分の2を乗じて得た額とする特例措置を講ずる。

施行期日 公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

3 軽自動車税

3輪以上の軽自動車に対する軽自動車税のグリーン化特例（軽課）について、対象を見直した上で適用期限を2年延長し、平成29年度及び平成30年度中に新規取得したのものに対する翌年度分の軽自動車税に適用する。

軽課率	種別	現行		改正	
75% 減額	電気自動車	(全てが対象)		(現行に同じ。)	
	天然ガス自動車	平成21年排出ガス基準10%低減達成車		平成21年排出ガス基準10%低減又は平成30年排出ガス基準達成車	
50% 減額	乗用車	平成32年度燃費基準+20%達成車	平成17年排出ガス基準75%低減達成車	平成32年度燃費基準+30%達成車	平成17年排出ガス基準75%低減又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車
	貨物車	平成27年度燃費基準+35%達成車		(現行に同じ。)	
25% 減額	乗用車	平成32年度燃費基準達成車		平成32年度燃費基準+10%達成車	
	貨物車	平成27年度燃費基準+15%達成車		(現行に同じ。)	

施行期日 公布の日

(2) 広島市自転車等の放置の防止に関する条例及び建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正について
(道路交通局)

自転車等駐車場の需給状況に鑑み、自転車を生かしたまちづくりを一層推進するための制度改正などを行うもの

(主な改正内容)

- 1 一定規模の事務所の新築又は増築をしようとする者に対し、自転車等駐車場を設置する義務を課すもの

対象面積が2,000㎡を超える事務所につき、100㎡ごとに1台

- 2 自転車等駐車場の設置による特例

一定の設置義務台数を超える自転車等駐車場を設置する場合に、附置すべき駐車施設の駐車台数を緩和するもの。

施行期日 平成30年1月1日

3 事務所に附置すべき駐車施設の規模に係る基準の緩和

現 行	1 5 0 m ² ごとに1台
改 正	2 5 0 m ² ごとに1台

4 建築物の敷地外に駐車施設を設置する場合の距離制限の緩和

現 行	2 0 0 m以内
改 正	3 0 0 m以内

施行期日 公布の日

- (3) 広島圏都市計画（広島平和記念都市建設計画）地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について
（都市整備局）

市街化区域への編入による地区計画の変更に伴う規定の整備

（変更地区）

西風新都石内上中地区（佐伯区）など4地区

施行期日 公布の日

(4) 広島市公園条例の一部改正について（都市整備局）

都市公園法の改正に伴う規定の整備

施行期日 公布の日又は都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日のいずれか遅い日

(5) 広島市立学校条例の一部改正について（教育委員会）

広島みらい創生高等学校の授業料等を定めるもの

(例) 定時制の課程の授業料

1単位につき 1,740円

通信制の課程の受講料

1単位につき 330円

施行期日 公布の日

3 その他の議案

(1) 公の施設の指定管理者の指定について（道路交通局）

公の施設の指定管理者を指定するもの

1 指定に係る公の施設

広島市市営広島駅新幹線口駐車場

2 指定の相手方

アマノマネジメントサービス株式会社

3 指定の期間

平成29年10月1日～平成32年3月31日

(2) 安芸郡府中町の公の施設の利用に関する協議について（下水道局）

安芸郡府中町の公共下水道を広島市の住民の利用に供させることによるもの

(3) 市道の路線の廃止について（道路交通局）

南1区14号線など6路線

(4) 市道の路線の認定について（道路交通局）

東1区544号線など21路線

(5) 財産の取得について
(都市整備局)

市道安佐南4区486号線(西風新都環状線)の整備等を推進するための土地を取得するもの

所在地 安佐南区の伴東四丁目、伴中央一丁目、伴北四丁目、伴北五丁目、伴北町及び沼田町大字伴

取得面積 130万782.1㎡

買入価格 6億28万3,000円

買入先 アイエス株式会社

(6) 契約の締結について
(環境局)

恵下埋立地(仮称)浸出水処理施設等建設工事

工事場所 安佐南区沼田町大字阿戸、安佐北区安佐町大字久地及び佐伯区湯来町大字和田

工事概要 1日当たりの処理能力1,300立方メートルの浸出水処理施設その他施設の建設工事

請負金額 24億4,911万6,000円

請負人 株式会社フソウ

工期 契約成立の日から平成32年3月10日まで

4 専決処分の承認

- (1) 広島市市税条例の一部改正について（平成29年3月31日専決処分）（財政局）

地方税法等の改正に伴う規定の整備

施行期日 平成29年4月1日

- (2) 広島市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について（平成29年3月31日専決処分）（消防局）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正によるもの

（主な改正内容）

損害補償の補償基礎額の扶養加算額の改定

	（現行）		（改正）
（例）配偶者	433円	→	333円
子	217円	→	267円

施行期日 平成29年4月1日

5 報告

- | | |
|-------------------------------|---------------------------|
| (1) 繰越明許費の繰越しの報告について（企画総務局ほか） | 一般会計、中央卸売市場事業特別会計 |
| (2) 予算繰越しの報告について（水道局ほか） | 水道事業会計、下水道事業会計、安芸市民病院事業会計 |
| (3) 専決処分の報告について（道路交通局ほか） | 道路の管理瑕疵等による損害賠償額の決定 |
| | 道路の管理瑕疵 |
| | 13件 479万3,901円 |
| | 交通事故 |
| | 3件 31万2,537円 |
| | その他 |
| | 3件 129万8,740円 |

(4) 専決処分の報告について
(道路交通局)

工事請負変更契約の締結

一般国道433号(大古谷)第2トンネル(仮称)建設工事

1 請負金額の変更

変更前	6億6,748万7,520円
変更後	6億8,333万 40円

2 工期の終期の変更

変更前	平成29年 3月31日
変更後	平成29年 4月28日

変更理由

硬岩の掘削工の変更等による。

(5) 専決処分の報告について
(こども未来局)

交通事故に係る損害賠償を求める訴えの提起

- | | |
|------------------------------|--|
| (6) 専決処分の報告について
(都市整備局) | 高額所得者として市営住宅の明渡義務を負う入居者に対する家屋明渡等の訴えの提起

2件 |
| (7) 専決処分の報告について
(都市整備局) | 市営住宅に係る家賃等の長期滞納者との即決和解

3件 |
| (8) 法人の経営状況報告について
(市民局ほか) | 公益財団法人広島市文化財団など14件 |

[追加提出予定案件]

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| (1) 教育委員会委員の任命の同意について (企画総務局) | 委員の退任によるもの |
| (2) 固定資産評価員の選任の同意について (財政局) | 固定資産評価員の退任によるもの |

[参考]

- (1) 佐伯区選挙管理委員及び補充員の
選挙について
(選挙管理委員会) 任期満了によるもの